

ブリッジ Bridge 12月号

トレンドニュース(令和6年10月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.21倍(前月比0.02P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,856人と前年同月比10.3%増加。

新規求職申込件数:1,732人と前年同月比3.8%増加。

⇒新規求人が大幅に増加し、人材確保は厳しさを増しています。

求人条件を見直してみませんか?

◆ 年末年始無災害運動(令和6年12月1日から令和7年1月15日まで)

令和6年度年末年始無災害運動標語

『今年もやります!基本作業の徹底 年末年始の無災害』

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動であり、本年で54回目を迎える。

特に年末年始は、慌ただしい中での大掃除、機械設備の保守点検、物流の増加、積雪や凍結等、労働災害の危険が増すので、各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの順守、安全衛生保護具の点検等について、全員で取り組むことが一層重要となることから本運動を展開するものである。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 令和6年度大阪府内の最低賃金
- ◆ フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!
- ◆ 労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう
- ◆ 2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります
- ◆ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

《統計情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職種別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



令和6年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	1,114円 (令和6年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,120円 (令和6年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務 (1)18歳未満又は65歳 以上の方 (2)雇入れ後3月未満の 技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
鉄鋼業	1,120円 (令和6年12月1日)	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,127円 (令和6年12月1日)	
自動車・同附属品 製造業	1,119円 (令和6年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。



詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター** TEL:0570-099-660



(4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター** : 0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

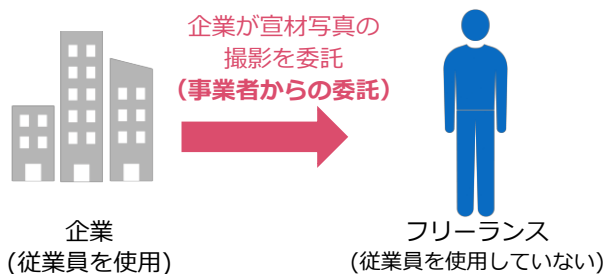
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

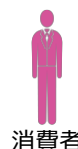
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)



消費者

自作の写真集をネットで販売
(委託ではなく売買)



消費者・企業
(不特定多数)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

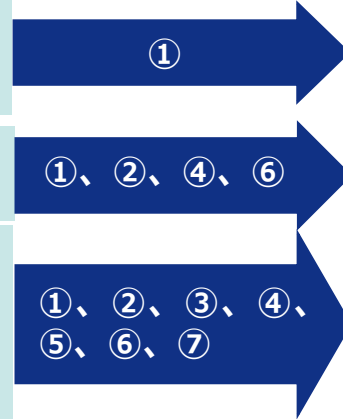
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

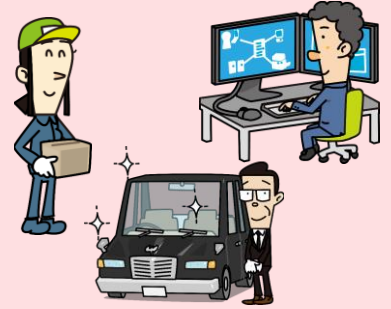
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

労働時間を適正に把握し 正しく賃金を支払いましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。



このような取り扱いは、労働基準法違反です！

■ 勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分を満たない時間を一律に切り捨て（丸め処理）、その分の残業代を支払っていない。

■ 一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分を満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。

■ 始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、当該作業を、労働時間※として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。

※ 労働時間の考え方については、裏面をご参照ください。

ワンポイントアドバイス

- 労働時間における端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。
- また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。

労働時間とは

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ **参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講**や、使用者の指示により**業務に必要な学習等**を行っていた時間

労働時間の考え方については、リーフレット（「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」）もご参考ください。



労働時間の適正な把握

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。

使用者は、労働時間の適正な把握のために、以下の措置を講じてください。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

● 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。**

1. 原則的な方法（以下のいずれか）

- ・使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。

● 賃金台帳の適正な調製

使用者は、**労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。**

詳細は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご参照ください。



ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）
LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

* パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

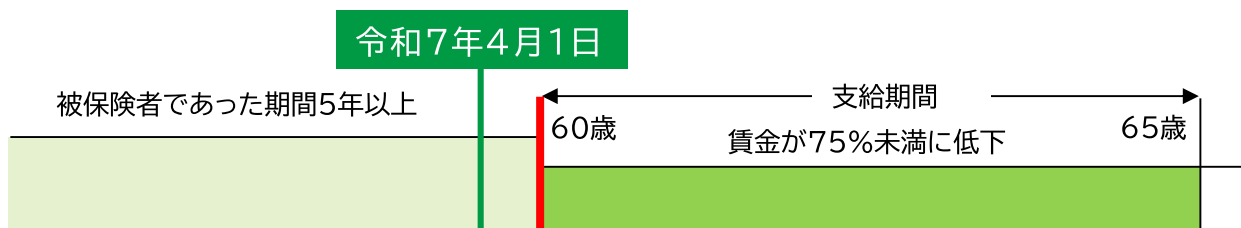
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

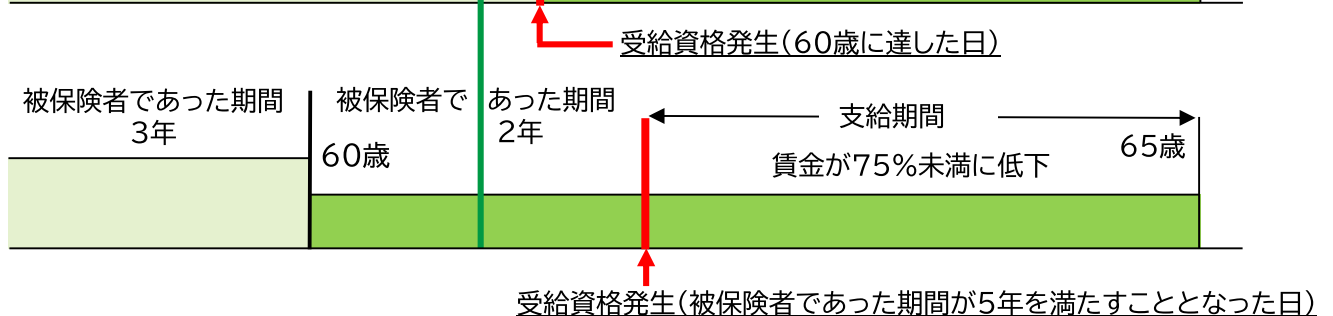
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて
被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年10月	前年同月	前年同月比	令和6年10月	前年同月	前年同月比
計	10,856	9,840	10.3	73,792	75,102	▲ 1.7
建設業	489	309	58.3	4,805	5,342	▲ 10.1
製造業	987	714	38.2	5,946	5,757	3.3
情報通信業	856	708	20.9	3,036	2,944	3.1
運輸業,郵便業	1,124	896	25.4	6,228	6,836	▲ 8.9
卸売業,小売業	1,222	1,087	12.4	7,228	7,675	▲ 5.8
学術研究,専門・技術サービス業	736	705	4.4	2,400	2,275	5.5
宿泊業,飲食サービス業	976	997	▲ 2.1	6,777	7,691	▲ 11.9
生活関連サービス業,娯楽業	95	121	▲ 21.5	2,759	3,272	▲ 15.7
教育,学習支援業	108	185	▲ 41.6	915	972	▲ 5.9
医療,福祉	1,898	1,881	0.9	20,449	19,692	3.8
サービス業（他に分類されないもの）	1,691	1,554	8.8	9,729	9,584	1.5

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年10月	前年同月	前年同月比	令和6年10月	前年同月	前年同月比
職業計	1,732	1,669	3.8	27,368	26,954	1.5
A 管理的職業従事者	7	7	0.0	101	86	17.4
B 専門的・技術的職業従事者	294	283	3.9	4,182	4,108	1.8
C 事務従事者	470	500	▲ 6.0	6,888	6,885	0.0
D 販売従事者	115	107	7.5	1,689	1,629	3.7
E サービス職業従事者	175	156	12.2	2,771	2,634	5.2
F 保安職業従事者	15	9	66.7	263	227	15.9
G 農林漁業従事者	3	5	▲ 40.0	64	73	▲ 12.3
H 生産工程従事者	76	68	11.8	1,279	1,188	7.7
I 輸送・機械運転従事者	46	46	0.0	935	889	5.2
J 建設・採掘従事者	10	9	11.1	259	225	15.1
K 運搬・清掃・包装等従事者	142	115	23.5	2,918	2,830	3.1

3. 就職件数の推移

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10
大阪東	403	379	332	308	434	531	476	435	396	446	348	322	370
大阪労働局	6,239	5,871	5,253	4,808	5,902	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275	5,516	6,248

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和6年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	16,826	7,697	2.19	112,174	100,008	1.12
01管理的職業	65	30	2.17	405	371	1.09
02研究・技術の職業	2,791	497	5.62	13,331	5,900	2.26
006開発技術者	247	42	5.88	1,323	545	2.43
007製造技術者	181	82	2.21	965	1,301	0.74
008建築・土木・測量技術者	1,061	62	17.11	3,920	723	5.42
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	846	190	4.45	4,573	2,081	2.20
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	221	370	0.60	967	4,037	0.24
017デザイナー	94	192	0.49	315	2,280	0.14
04医療・看護・保健の職業	943	289	3.26	9,473	3,989	2.37
023看護師、准看護師	448	153	2.93	4,141	1,897	2.18
024医療技術者	191	41	4.66	1,859	662	2.81
025栄養士、管理栄養士	73	17	4.29	1,335	313	4.27
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	68	22	3.09	612	364	1.68
028保健医療関係助手	88	22	4.00	1,003	348	2.88
05保育・教育の職業	298	108	2.76	2,351	1,555	1.51
029.031.032その他の保育・教育の職業	295	97	3.04	2,272	1,406	1.62
06事務的職業	1,893	2,495	0.76	11,071	28,272	0.39
033総務・人事・企画事務の職業	246	265	0.93	1,338	2,870	0.47
034一般事務・秘書・受付の職業	458	1,462	0.31	2,799	16,645	0.17
037医療・介護事務の職業	136	85	1.60	1,379	1,350	1.02
038会計事務の職業	315	228	1.38	1,256	2,481	0.51
039生産関連事務の職業	130	50	2.60	807	640	1.26
040営業・販売関連事務の職業	337	179	1.88	1,667	1,862	0.90
07販売・営業の職業	3,435	540	6.36	13,155	6,363	2.07
045販売員	1,181	144	8.20	5,129	2,296	2.23
048営業の職業	1,965	359	5.47	7,274	3,771	1.93
08福祉・介護の職業	1,503	271	5.55	14,514	4,066	3.57
049福祉・介護の専門的職業	572	120	4.77	5,579	1,508	3.70
050施設介護の職業	621	141	4.40	6,765	2,403	2.82
051訪問介護の職業	310	10	31.00	2,170	155	14.00
09サービスの職業	1,591	368	4.32	11,631	4,561	2.55
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	30	60	0.50	2,703	800	3.38
055飲食物調理の職業	493	125	3.94	5,109	1,605	3.18
056接客・給仕の職業	819	107	7.65	2,838	1,243	2.28
057居住施設・ビル等の管理の職業	131	30	4.37	385	421	0.91
10警備・保安の職業	669	35	19.11	3,653	590	6.19
12製造・修理・塗装・製図等の職業	932	347	2.69	9,353	5,318	1.76
071製品製造・加工処理工（金属製品）	224	60	3.73	2,522	1,188	2.12
072製品製造・加工処理工（食料品等）	53	26	2.04	650	433	1.50
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	232	78	2.97	1,535	942	1.63
074機械組立工	88	27	3.26	927	587	1.58
075機械整備・修理工	111	28	3.96	1,758	445	3.95
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	138	95	1.45	932	1,000	0.93
13配送・輸送・機械運転の職業	1,011	250	4.04	9,937	4,664	2.13
082配送・集荷の職業	172	102	1.69	1,549	1,466	1.06
083貨物自動車運転の職業	145	40	3.63	3,090	1,118	2.76
085乗用車運転の職業	452	47	9.62	2,890	686	4.21
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	209	26	8.04	1,128	540	2.09
14建設・土木・電気工事の職業	434	54	8.04	7,213	1,085	6.65
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	179	29	6.17	2,218	380	5.84
094電気・通信工事の職業	135	12	11.25	1,432	340	4.21
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,021	473	2.16	4,899	7,804	0.63
095荷役・運搬作業員	721	86	8.38	2,400	1,573	1.53
096清掃・洗浄作業員	161	91	1.77	1,037	1,227	0.85
（IT関連計）	1,769	600	2.95	9,290	6,787	1.37
（福祉関連計）	2,038	418	4.88	19,651	5,988	3.28
（介護関連小計）	1,428	232	6.16	13,935	3,544	3.93

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和6年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,743	3,854	2.79	71,169	62,015	1.15
02研究・技術の職業	66	60	1.10	280	868	0.32
007製造技術者	4	17	0.24	45	227	0.20
008建築・土木・測量技術者	23	13	1.77	115	115	1.00
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	6	17	0.35	20	225	0.09
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	126	98	1.29	557	1,042	0.53
017デザイナー	31	48	0.65	257	455	0.56
04医療・看護・保健の職業	588	192	3.06	5,788	2,688	2.15
023看護師、准看護師	378	113	3.35	2,902	1,503	1.93
024医療技術者	80	17	4.71	944	315	3.00
028保健医療関係助手	69	15	4.60	962	268	3.59
05保育・教育の職業	466	70	6.66	3,352	1,410	2.38
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	256	18	14.22	806	301	2.68
029.031.032その他の保育・教育の職業	210	52	4.04	2,546	1,109	2.30
06事務的職業	1,134	935	1.21	6,803	13,684	0.50
034一般事務・秘書・受付の職業	242	581	0.42	2,006	8,823	0.23
037医療・介護事務の職業	103	39	2.64	1,242	753	1.65
038会計事務の職業	230	59	3.90	580	774	0.75
040営業・販売関連事務の職業	66	27	2.44	388	439	0.88
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	197	71	2.77	645	754	0.86
07販売・営業の職業	496	111	4.47	3,180	2,314	1.37
045販売員	470	100	4.70	2,940	1,989	1.48
08福祉・介護の職業	1,281	162	7.91	13,103	2,681	4.89
049福祉・介護の専門的職業	204	61	3.34	2,315	841	2.75
050施設介護の職業	606	88	6.89	7,353	1,632	4.51
051訪問介護の職業	471	13	36.23	3,435	208	16.51
09サービスの職業	3,664	266	13.77	16,569	4,101	4.04
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	24	25	0.96	851	380	2.24
055飲食物調理の職業	1,865	100	18.65	11,225	1,761	6.37
056接客・給仕の職業	1,362	82	16.61	2,830	997	2.84
057居住施設・ビル等の管理の職業	317	37	8.57	864	573	1.51
10警備・保安の職業	336	27	12.44	3,066	431	7.11
12製造・修理・塗装・製図等の職業	313	77	4.06	2,568	1,445	1.78
071製品製造・加工処理工（金属製品）	6	7	0.86	202	214	0.94
072製品製造・加工処理工（食料品等）	127	14	9.07	935	302	3.10
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	123	31	3.97	744	375	1.98
074機械組立工	8	4	2.00	179	133	1.35
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	11	1	11.00	112	29	3.86
13配送・輸送・機械運転の職業	237	71	3.34	3,038	1,466	2.07
082配送・集荷の職業	51	27	1.89	743	417	1.78
083貨物自動車運転の職業	4	2	2.00	208	115	1.81
085乗用車運転の職業	152	29	5.24	1,502	522	2.88
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	16	7	2.29	120	117	1.03
14建設・土木・電気工事の職業	21	9	2.33	197	174	1.13
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	8	4	2.00	75	65	1.15
094電気・通信工事の職業	3	3	1.00	32	61	0.52
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,966	685	2.87	12,444	13,009	0.96
095荷役・運搬作業員	107	39	2.74	1,075	797	1.35
096清掃・洗浄作業員	1,449	152	9.53	7,494	3,129	2.40
097包装作業員	102	34	3.00	740	515	1.44
098選別・ピッキング作業員	73	27	2.70	808	819	0.99
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	235 271	433 143	0.54 1.90	2,327 1,046	7,749 1,600	0.30 0.65
（福祉関連計）	1,741	270	6.45	16,711	4,157	4.02
（介護関連小計）	1,294	142	9.11	13,097	2,398	5.46

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和6年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	232,296	295,521	243,333	233,695	303,142	241,070
01管理的職業	343,892	387,851	464,000	346,903	458,283	363,816
02研究・技術の職業	266,492	434,810	262,973	257,904	423,883	274,421
006開発技術者	248,140	370,102	280,000	246,673	389,329	306,700
007製造技術者	258,646	359,414	256,667	238,317	357,078	256,705
008建築・土木・測量技術者	294,074	498,492	280,000	276,952	448,052	299,483
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	248,451	411,952	251,739	251,128	436,207	266,199
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	243,190	362,422	251,538	229,577	353,053	236,565
017デザイナー	233,743	321,012	239,545	224,569	334,754	236,518
04医療・看護・保健の職業	254,287	315,553	292,549	247,250	299,636	273,951
023看護師、准看護師	271,111	324,985	293,750	265,697	319,339	297,781
024医療技術者	267,024	313,330	258,571	251,484	304,381	267,955
025栄養士、管理栄養士	192,550	225,843	210,000	211,283	252,241	216,962
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	228,750	335,250	250,000	244,935	328,127	256,333
028保健医療関係助手	195,812	221,364	200,000	196,430	228,696	196,667
05保育・教育の職業	213,964	254,127	228,824	216,633	252,397	229,649
029.031.032その他の保育・教育の職業	213,964	254,127	227,143	216,920	252,722	230,437
06事務的職業	217,439	273,399	226,401	212,749	262,520	223,363
033総務・人事・企画事務の職業	231,690	288,115	275,806	222,346	282,548	260,000
034一般事務・秘書・受付の職業	199,976	241,413	211,193	203,949	243,984	211,676
037医療・介護事務の職業	193,860	233,015	200,000	196,498	229,775	214,053
038会計事務の職業	236,365	300,179	245,143	228,757	297,167	236,634
040営業・販売関連事務の職業	214,101	268,627	246,875	213,537	260,737	233,729
07販売・営業の職業	227,838	276,912	269,268	236,304	306,948	277,040
045販売員	206,042	239,633	210,667	222,526	277,578	222,119
048営業の職業	234,567	292,465	284,516	241,504	320,350	300,750
08福祉・介護の職業	236,457	275,474	220,294	232,314	268,156	224,806
049福祉・介護の専門的職業	250,217	291,190	238,000	247,587	287,984	230,723
050施設介護の職業	224,922	265,061	206,316	217,769	250,462	220,563
051訪問介護の職業	229,231	262,513	--	226,891	257,899	229,565
09サービスの職業	230,569	262,891	235,735	242,621	300,114	228,715
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	217,591	314,258	221,667	267,538	334,459	217,131
055飲食物調理の職業	228,392	284,274	241,852	236,602	282,937	239,218
056接客・給仕の職業	237,222	259,782	236,522	235,914	300,914	232,995
057居住施設・ビル等の管理の職業	191,070	210,408	198,571	191,679	207,462	197,087
10警備・保安の職業	205,782	221,017	168,000	200,299	219,576	197,863
12製造・修理・塗装・製図等の職業	216,352	293,379	241,695	215,117	297,150	246,475
071製品製造・加工処理工（金属製品）	216,079	299,526	255,385	217,622	308,469	247,879
072製品製造・加工処理工（食料品等）	201,042	242,587	217,500	205,539	253,674	223,393
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	205,250	262,838	212,727	206,653	270,141	251,316
074機械組立工	211,022	268,498	220,000	211,613	291,419	224,804
075機械整備・修理工	232,215	358,033	295,000	223,550	311,088	290,154
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	231,428	319,610	253,889	223,264	332,509	243,840
13配送・輸送・機械運転の職業	224,704	261,433	269,444	235,760	289,310	262,181
082配送・集荷の職業	212,345	239,789	275,238	232,149	278,202	253,571
083貨物自動車運転の職業	242,339	284,622	284,000	251,875	318,278	294,664
085乗用車運転の職業	205,243	220,956	280,588	211,866	237,724	252,895
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	217,490	257,313	237,500	225,231	283,542	251,429
14建設・土木・電気工事の職業	248,719	372,347	274,444	245,251	365,799	265,446
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	249,789	379,726	270,000	242,589	365,716	264,348
094電気・通信工事の職業	233,933	364,542	280,000	246,002	363,867	250,862
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	211,266	218,455	202,500	212,322	245,152	206,396
095荷役・運搬作業員	213,236	217,819	203,000	213,459	237,649	220,272
096清掃・洗浄作業員	199,645	210,822	202,000	207,711	243,028	189,402
（IT関連計）	247,178	390,687	253,108	247,496	406,455	256,436
（福祉関連計）	243,957	286,287	257,353	239,339	279,638	253,434
（介護関連小計）	234,034	273,581	218,621	230,562	266,325	224,153

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和6年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,201	1,276	1,227	1,230	1,332	1,193
02研究・技術の職業	1,267	1,389	1,555	1,374	1,689	1,546
007製造技術者	1,114	1,500	1,136	1,272	1,462	1,262
008建築・土木・測量技術者	1,649	2,001	2,400	1,511	1,827	1,798
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,114	1,114	3,000	1,329	1,904	1,479
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,204	1,457	1,971	1,233	1,546	1,378
017デザイナー	1,152	1,300	1,267	1,154	1,456	1,173
04医療・看護・保健の職業	1,688	1,880	1,604	1,658	1,846	1,618
023看護師、准看護師	1,692	1,852	1,708	1,695	1,857	1,592
024医療技術者	1,996	2,202	1,200	1,791	2,082	1,477
028保健医療関係助手	1,273	1,412	1,157	1,190	1,281	1,159
05保育・教育の職業	1,248	1,381	1,179	1,234	1,348	1,274
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,233	1,260	--	1,160	1,218	1,181
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,252	1,414	1,179	1,250	1,376	1,305
06事務的職業	1,232	1,345	1,193	1,182	1,294	1,167
034一般事務・秘書・受付の職業	1,178	1,254	1,182	1,165	1,259	1,159
037医療・介護事務の職業	1,208	1,268	1,163	1,177	1,259	1,146
038会計事務の職業	1,345	1,543	1,233	1,239	1,438	1,229
040営業・販売関連事務の職業	1,236	1,406	1,286	1,196	1,354	1,199
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,147	1,323	1,200	1,150	1,269	1,180
07販売・営業の職業	1,114	1,155	1,154	1,153	1,248	1,155
045販売員	1,114	1,139	1,132	1,146	1,236	1,147
08福祉・介護の職業	1,220	1,365	1,230	1,263	1,412	1,193
049福祉・介護の専門的職業	1,208	1,338	1,170	1,262	1,396	1,215
050施設介護の職業	1,190	1,316	1,244	1,229	1,323	1,173
051訪問介護の職業	1,274	1,455	1,257	1,346	1,638	1,264
09サービスの職業	1,133	1,161	1,153	1,135	1,195	1,145
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,114	1,114	1,157	1,114	1,279	1,185
055飲食物調理の職業	1,114	1,135	1,137	1,137	1,179	1,136
056接客・給仕の職業	1,128	1,181	1,198	1,139	1,228	1,156
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,178	1,179	1,126	1,145	1,152	1,114
10警備・保安の職業	1,138	1,200	1,114	1,155	1,229	1,129
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,170	1,234	1,117	1,151	1,242	1,152
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,250	1,300	1,200	1,147	1,256	1,170
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,170	1,190	1,114	1,155	1,198	1,139
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,168	1,221	1,114	1,140	1,230	1,133
074機械組立工	1,200	1,350	1,114	1,154	1,223	1,154
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,145	1,188	--	1,127	1,175	--
13配送・輸送・機械運転の職業	1,205	1,306	1,179	1,202	1,274	1,154
082配送・集荷の職業	1,240	1,594	1,130	1,209	1,310	1,148
083貨物自動車運転の職業	1,250	1,250	--	1,347	1,520	1,193
085乗用車運転の職業	1,193	1,232	1,224	1,169	1,229	1,148
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,193	1,333	1,300	1,181	1,252	1,149
14建設・土木・電気工事の職業	1,283	1,303	--	1,452	1,916	1,337
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	1,371	1,405	--	1,485	1,955	1,332
094電気・通信工事の職業	1,150	1,150	--	1,212	1,667	1,343
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,133	1,152	1,116	1,136	1,166	1,114
095荷役・運搬作業員	1,130	1,182	1,114	1,160	1,209	1,125
096清掃・洗浄作業員	1,136	1,150	1,129	1,133	1,158	1,114
097包装作業員	1,114	1,114	1,143	1,122	1,173	1,157
098選別・ピッキング作業員	1,177	1,209	1,146	1,162	1,219	1,132
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,114	1,155	1,114	1,137	1,174	1,114
（福祉関連計）	1,144	1,261	1,381	1,174	1,398	1,269
（介護関連計）	1,374	1,526	1,481	1,372	1,527	1,370
（小計）	1,219	1,359	1,230	1,263	1,412	1,188

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年10月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	2	1	43	TOEIC(600点～)	21	203	13	31
第三種電気主任技術者	5	97	8	163	日本語検定1級	27	220	0	1
1級電気工事施工管理技士	2	39	18	62	日本語検定3級	7	141	0	3
2級電気工事施工管理技士	2	29	21	83	日商簿記1級	14	119	5	16
一級建築士	10	95	87	378	日商簿記2級	195	1,924	74	321
二級建築士	10	164	65	376	日商簿記3級	190	2,134	86	400
1級建築施工管理技士	7	85	70	387	簿記能力検定(全経2級)	7	88	4	8
2級建築施工管理技士	4	58	66	309	運行管理者(貨物)	12	188	2	54
1級土木施工管理技士	8	112	173	524	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	4	97	3	9
2級土木施工管理技士	3	64	165	496	医療事務資格	33	324	5	90
1級造園施工管理技士	1	17	1	15	登録販売者(一般医薬品)	14	238	0	165
薬剤師	24	281	48	456	理容師	7	46	5	1,203
保健師	16	164	20	165	美容師	47	534	31	1,761
助産師	6	74	3	35	ネイリスト技能検定試験2級	2	47	3	26
看護師	177	1,941	484	4,548	ネイリスト技能検定試験3級	3	64	0	38
准看護師	23	415	280	2,580	調理師	102	1,245	382	2,273
臨床検査技師	11	107	13	120	警備員検定試験(1級)	1	1	0	30
理学療法士	9	129	85	869	警備員検定試験(2級)	2	4	1	41
作業療法士	3	60	57	731	大型自動車免許	49	1,189	45	1,304
歯科技工士	6	55	5	51	大型自動車第二種免許	14	427	14	553
歯科衛生士	25	262	43	427	普通自動車免許	2,165	32,794	177	3,161
診療放射線技師	1	51	13	58	普通自動車第二種免許	35	485	273	1,821
言語聴覚士	3	25	24	373	大型特殊自動車免許	8	185	0	87
管理栄養士	19	330	76	604	自動二輪車免許	46	943	54	288
栄養士	38	516	109	1,289	原動機付自転車免許	14	384	302	940
あん摩マッサージ指圧師	0	20	20	436	牽引免許	11	323	5	211
はり師	7	69	36	456	フォークリフト運転技能者	151	3,610	327	2,889
きゅう師	7	64	20	363	中型自動車免許	17	408	142	2,028
柔道整復師	5	100	38	346	中型自動車第二種免許	3	51	1	162
臨床心理士	3	31	16	93	8トン限定中型自動車免許	25	515	69	1,046
社会福祉士	20	291	126	1,075	危険物取扱者(乙種)	51	920	56	327
介護福祉士	116	1,762	522	7,780	危険物取扱者(丙種)	5	100	2	104
保育士	104	1,860	302	3,247	溶接技能者	2	35	2	27
ホームヘルパー1級	3	58	68	437	ガス溶接技能者	10	335	0	92
ホームヘルパー2級	81	1,386	488	4,896	アーク溶接技能者(基本級)	7	186	5	86
精神保健福祉士	9	112	55	512	二級自動車整備士	6	94	12	223
介護支援専門員(ケアマネージャー)	16	383	68	1,345	三級自動車整備士	2	52	14	188
介護職員基礎研修修了者	1	45	21	251	自動車検査員	3	34	2	60
福祉用具専門相談員	2	110	4	71	2級ボイラー技士	7	175	22	67
介護職員初任者研修修了者	73	945	794	9,548	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	96	1	50
介護職員実務者研修修了者	32	396	290	4,527	移動式クレーン運転士	6	198	2	107
税理士	2	14	13	42	小型移動式クレーン運転技能者	12	252	3	119
社会保険労務士	9	109	26	73	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	3	45	0	33
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	87	1,410	79	1,096	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	4	135	15	195
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	26	378	76	338	玉掛技能者	50	1,346	68	827
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	50	625	60	169	第一種電気工事士	8	146	14	375
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	75	793	238	532	第二種電気工事士	39	766	145	999
管理業務主任者	8	79	2	18	足場の組立て等作業主任者	0	61	2	50
実用英語技能検定2級	56	646	6	20	1級管工事施工管理技士	4	32	15	78
TOEIC(730点～)	50	457	7	18	2級管工事施工管理技士	1	28	11	92